

## 第 1 2 章 管理運営

### 1 大学全体の管理運営

私学の組織は、学校法人の経営の責任を担う法人組織と、大学等における教育研究活動の責任を担う教学組織によって構成される。本学は、総長と理事長を同一人格とする組織運営ではなく、総長と理事長を別人格とし、「理事長および総長以外の理事は、すべてこの法人の業務について、この法人を代表しない。」(学校法人立命館寄附行為第11条)こととしている。理事長の職務は、「法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、その他この法人内部の事務を統括する。」(学校法人立命館寄附行為第12条)とし、総長の職務は、「立命館大学の学長を兼ねるとともに、学校法人立命館の理事であり、外に対しては教学に関して学園を代表し、内にあっては法人の設置する学校の教学に関する諸事項を統括する。」(学校法人立命館総長選挙規程前文)としている。

このように学校法人立命館の組織は、総長と理事長を別人格としていることから、この2人に代表される教学と財政の統一をどのようにはかっていくのかが、管理運営の重要課題となる。それを具現化するために、日常の管理運営にあたっては、総長公選制(後述)全学協議会制度(「第1章1(2)立命館大学の特色」を参照)など学園の民主的諸制度のなかで築き上げてきた以下の管理運営の原則にもとづいて執行している。

第一は、「教学優先の原則」である。この原則は、学園運営にあたって、常に教学のあり方や改革の方向を踏まえて、財政政策や管理運営を検討するということである。これは、「学生や生徒の立場になって考える」ということの中心的精神を示すものでもある。この精神は、常任理事会の仕組み(後述)において、総長が常任理事会の議長となることや、学部長が在任中理事になることとして、具現化されている。

第二は、「学内責任の原則」である。これは、学園の教育研究・管理・運営すべてについて、学園の構成員が責任をもつことが重要であり、責任なき構成員からは改革も創造も生まれないという考えを明らかにした原則である。この考え方は、「学園の自治」「大学の自治」そのものの基本精神である。この基本精神から、構成員の相互批判と信頼関係が生まれ、自立的な学園運営ができる。この基本的考え方は、理事会の構成において学内選出の理事が多数を占めていること、理事会の日常業務を執行する常任理事会は学内選出の理事と、教員部長・職員部長が事務局として参加し、構成されていること、また、各学部教授会や研究科教授会の議論は教学上の全学的審議機関である大学協議会や常任理事会に反映させていることによって具現化するとともに、このような仕組みによって教学と財政の統一を責任あるものにしていく。

第三は、「全学合意の原則」である。これは、学園の将来を決定する重要な全学的政策については、全学的合意を形成することが重要であるとする原則である。学校法人の機関としての全学合意形成は常任理事会と大学協議会を通じて、また、学生を含めた学園としての全学合意形成は全学協議会を通じて、そして、教職員(組合)との全学合意形成は業務協議会を通じて行っている。全学合意は多大な時間とエネルギーを必要とするが、学園の抱えている課題やその解決方針に関わる議論に全学が参加することにより、課題の本質が深まり、構成員の自己責任が自覚され、具体的に課題を執行していくうえで最大の力にな

る。

第四は、「政策の一致にもとづく統一の原則」である。これは、教学の責任者である総長を中心に、第一から第三の原則によって全学の政策の一致をはかり、政策実行の統一的運営と実行のスピードを担保する原則である。この原則を生かすためには学園指導部の政策提起能力をはじめとするリーダーシップが、効果的に発揮されることが必要となる。

しかし、21世紀における学園創造を進めていくためには、あらためて建学の精神と教学理念を歴史的、社会的な視点から深め、その内容を発展させていかなければならない。そのためには、学園史のなかで確立した学園の運営原則を守り発展させ、学園創造のエネルギーを創り出していくことが重要である。

## (1) 学長の選任手続

学長の選任手続は、「学校法人立命館総長選挙規程」により学校法人立命館総長が立命館大学長を兼ねることを定めており、従って立命館大学長の選任方法は総長の選任に拠る。総長の選任方法は、「学校法人立命館総長選挙規程」により、理事・評議員・教職員・学生で構成される推薦委員会において総長候補者(3～5名)を決め、各区分(理事、監事、評議員、専任教職員、学生、高等学校の生徒)から選出される選挙人が投票を実施する間接選挙によって行うことを定めている。推薦委員会は、政策をめぐる競争選挙ではなく、「人格、学識、教育行政に関する識見と力量においてすぐれた者」を全学の英知と良心にもとづいて推薦する役割を担っている。また、上記のような選出区分を設けている趣旨は、学園の民主主義的運営を最重視し、学園構成員の意思を反映できるようにしていることである。総長の任期は4年とし、1回に限って重任できる。

本学の総長公選制は50年以上の歴史をもっており、総長選挙は単に学園の最高責任者を選任するというだけでなく、学園構成員が選挙に参画することで自覚と責任を培い、学園の将来について議論することにも意義があるといえる。しかしながら、近年に至っては学校法人の運営する学校数が2大学・3高等学校・3中学校と拡大したことや、多キャンパス化したこともあり、中規模1大学1拠点为前提として設計された選挙形式が組織の現状に合っているのかについて検証する必要性や、総長候補者の人物像が見えにくいなどの問題指摘もあることから、より現実的で合理的な総長選挙のあり方について検討しなければならない。

現段階においては具体的な改革案は示せないが、現行制度の基本精神を生かしつつ、次回の総長選挙までには、上記の問題点を解決しうるあり方について検討する。

## (2) 学長権限ならびに学長補佐体制

立命館大学長は学校法人立命館総長と同一人物であることから、その権限は総長の権限と一体的に発揮される。学校法人立命館総長は、理事長とともに学校法人の代表権を有する理事であることを「学校法人立命館寄附行為」で定めており、また「学校法人立命館総長選挙規程」では学校法人が運営する各学校の教学を統括することを定めている。立命館大学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学協議会を議長として

運営することによって、立命館大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている。また、代表権を有する理事としての権限の行使は、学校法人の日常的な運営を行うために設置された常任理事会（後述）の議長を行うことに代表される。常任理事会は、学園全体の運営の基本事項を判断する場であるとともに、学園の戦略性の高い事項を検討する場でもある。したがって、立命館大学長は立命館大学の教学に対して最終責任をもつとともに、総長として立命館大学固有の運営に対する経営判断を行いながら、併せて附属中学校・高等学校や立命館アジア太平洋大学などとの連携をも最終判断するという権限と役割を担っている。

学長を補佐する体制は、2名の副学長、業務領域別に常務理事および「部」や「機構」といった事務局体制の責任者である「部長」や「機構長」に拠っている。2名の副学長は、日常的な業務について学長を補佐しており、いずれも「立命館大学学則」第9条において理事である副総長のうち立命館大学を担当するものがこれを兼ねることとしている。副学長は2名とし、副学長のうち1名は学長職務代行として立命館大学の教学全体を補佐しており、他の1名は「びわこ・くさつキャンパス」を担当している。また、業務領域別においた「部」や「機構」といった事務局体制の責任者は、日常的な業務遂行をとおして学長を補佐している。さらに、各役員に対する秘書業務を担うために秘書課がおかれており、担当職員が学長の秘書業務を執り行っている。

学長の権限については、総長・立命館大学長の選任方法や管理運営原則が遵守されていることから特段の問題はない。むしろ学長と理事長を補佐する機能強化が求められている。激しく動いている情勢を察知し、分析し、計画・立案し、迅速に実践していくためには、学園指導部（総長・学長、理事長、副総長・副学長、専務理事、常務理事）が政策的リーダーシップを発揮するに必要な情報の集中と分析が重要である。学園指導部は日常的に連携を保ってはいるが、学園組織の規模拡大と多キャンパス化にともない、総長・学長をはじめとする学園指導部への迅速で正確な情報提供や、学園指導部と関係諸機関との調整作業を速やかにできる仕組みが求められている。

本学はこの問題を解決するために、2004年に「総長・理事長室（仮称）」を設置する。総長・理事長室は秘書機能、調査企画機能、広報機能などとともに東京オフィスの業務を包含し、室長を配置する。

### （3）学部長の選任手続

学部長の選任は、「立命館大学学部長選挙規程」にもとづいて行っている。選挙の方法は、当該学部の専任教員のなかから、当該学部の専任教員・専任職員の直接選挙により3名の候補者を選出する。選出された3名の候補者について、当該学部学生による拒否投票に付き、拒否投票が有権者総数の過半数以下の者が候補者として確定する。確定した候補者を対象に学部教授会で投票し、最高得票を得た者が学部長になる方式としている。学部長の任期は3年（法学部は2年）とし、1回に限って重任できる。

学部長選挙は、学生の拒否権投票を実施することで、学生の学部運営への参加意識の高揚を期待している。しかしながら、近年では学部運営に対する学生の関心が薄れていることから、学生による拒否投票が責任ある学部長の選任方法として適切であるかについての検証や、また、立命館アジア太平洋大学の学部長は、立命館アジア太平洋大学長の指名に

より選任している点なども考慮する必要が生じており、学部長の選任手続について改めて見直す必要がある。

現段階においては具体的な改革案は示せないが、現行制度の基本精神を生かしつつ、上記の問題点を解決しうるあり方について検討する。なお、学部長の任期については、現在、学部長の任期が2年である法学部教授会での議論を経て、3年任期で統一していく。

#### (4) 学部長の権限と役割

学部長は、「立命館大学学部長選挙規程」に基づき教授会で選出されるとともに学部を表す。また、「学校法人立命館寄附行為」において学校法人の理事に就任することを規定しており、学部長としての立場と、全学園に責任をもつ理事としての立場を統一して、各学部を統括する。このため、学部長は、教授会代表者として学園全体の方針に対して学部の意思を反映させる権限と役割を有しているとともに、当該学部所属教員に対して理事会などで決定された学園全体の運営方針について、理事として徹底を図りこれを執行する責任と権限を有している。

教授会に対する権限行使については、学部長は教授会を招集しその議長にあたる。学部長は、理事としての判断と方向性をもって教授会議論を行い、教授会での議決が可否同数の場合は、議長である学部長が決定権を有している。実質の審議にあたって重要な案件は学部執行部（学部長、副学部長、学生主事、企画委員長あるいは調査委員長、国際主事、入学試験担当主事、生涯学習・社会人担当主事等、後述する各学部の項参照）を中心に事前調整し、議論と方向性の検討を経て教授会に諮られている。また、決定した方針の執行に関する権限行使は、その責任遂行のために必要な学部役職者をおき、教授会の承認のもとに、学部役職者とともに具体的な施策を展開している。

理事会に対する権限行使については、常任理事会や大学協議会などの審議に参加し、教授会の意思を伝え調整するなどの役割が発揮されている。他方、全体方針が教授会の意思と異なる結論となった場合は、学部長は理事として決定内容を教授会に報告し、その理解を得る責任を有している。

このように、学部長の権限発揮のあり方は、教授会運営の自主性と独立性を担保しつつ、学園全体の運営方針について各学部理解をはかり共有していく仕組みとして機能している。他方、継承性の確保の観点から任期を3年としたことにより、学部長の研究時間の保障が課題となっている。

この解決に向けては、学部長の授業責任時間2時間（1コマ）を維持し、学部執行部の強化や職員事務局の力量向上、また、全学的には各機関会議の議題整理と会議時間の短縮に取り組んでいる。

#### (5) 全学的審議機関

立命館大学は、全学の統括的審議機関としての大学協議会と領域ごとの全学的審議機関を設置している。大学協議会は、「立命館大学学則」第13条に基づき学長が主宰し、副学長、各学部長および各学部で選出される大学協議員（各学部1名、2年任期）をもって組織し、

事務局は教学部長が担っている。学則に定める委員以外に、教学担当常務理事、学生担当常務理事、独立研究科長、BKC教学部長、大学院部長、学生部長、研究部長、総合情報センター副センター長、言語教育センター所長、教職支援センター長がオブザーバーとして出席する。大学協議会は、大学教学に関する最終意思決定機関である。

領域ごとの全学的審議機関は、副学長や学長を補佐する役員、各部門の長によって統括されており、領域に応じた役割分担がなされている。全学的審議機関を統括する役員は、定期的に「常任理事会」に対して重要課題の起案や提案を行い、基本方向や戦略の方針との調整をはかっている。総長（学長）は、常任理事会の議長を務めることによって、それぞれの全学的審議機関の責任者に指示を与えるとともに、個々の提案に対する審議判断を行うことでその役割を發揮している。また、各学部の教授会に対する教学課題の調整は学長の役割である。

### 1) 大学協議会の審議事項

大学協議会は、下記「2)」の「領域ごとの審議機関」における審議事項のうち、全学として決定する必要がある議案について審議する。大学協議会の審議事項は、「立命館大学学則第」第13条および「大学協議会規程」において、以下のとおり定められている。

教学に関する基本方針に関する事項

大学の機構、組織および制度に関する事項

教員の人事に関する事項

教学、教務に関する事項

学校法人内の学校間の関係に関する事項

その他の重要事項

### 2) 領域ごとの審議機関の審議事項

大学協議会とは別に、各領域に以下の審議機関を設置している。

教学対策会議

成績や学籍、教育プログラムに関して調整・判断を要する事項

教務会議

成績や学籍に関する取り扱いの標準化にかかわる事項

学生主事会議

「立命館大学賞罰規程」に基づく学生の懲罰にかかわる事項を含む、学生生活の指導援助にかかわる事項

研究委員会

研究政策、研究条件等に関する事項

国際委員会

留学や外国人留学生受け入れに関する教育プログラム等に関する事項

入学試験委員会

入学試験に関する事項

#### 就職委員会

学生の就職に関する事項

#### インターンシップ教学委員会

正課プログラムの開発と単位認定、受け入れ先の開拓とコーディネート等に関する事項

#### 生涯学習・社会人担当主事会議

生涯学習、社会人教育の政策等に関する事項

#### 教職課程委員会

教職課程の授業計画（教育実習を含む）や学習指導等に関する事項

#### 言語教育政策委員会

外国語・言語教育に関わる基本方針等に関する事項

#### 教養教育委員会

全学の教養教育カリキュラムおよび担当体制等に関する事項

領域ごとの審議機関設置のねらいは、前例等を踏まえた審議の専門性を担保するとともに、委員の大半を各学部から選出した委員で構成することによって、さまざまな角度から審議事項を検証し、各学部からの合意を得やすくするところにある。また、各審議機関は、他の審議機関での審議を要する事項は回付し、全学的な整合性を保っている。

大学協議会および領域ごとの審議機関については、以下の長所と短所がみられる。立命館大学は、大学協議会の全学的な合意形成を通して、各組織の一致結束によって戦後復興を乗り切ってきた歴史がある。今日においても、大学協議会は、ともすれば教授会と全学組織の反駁が生じやすい大学組織において、相互理解と統一性を確保するための仕組みとして機能している。また、領域別の全学的審議機関に各組織代表が参加している点は、個別政策に関する審議を経て決定した方針の実行段階において、各基礎単位に対して組織的実行責任を認識させる方法として有効に機能している。他方、各全学的審議機関の権限が明確になっていないことから、結果として多くの事項が大学協議会や常任理事会の審議に付されており、迅速な決定ができていない一面もある。また、各組織代表により全学的合意形成を行うという協議的な意思決定方法は、教員の行政負担につながっていることや、今日の重点化と特色化を打ち出すために必要となっている政策的リーダーシップが発揮されにくい。

この改善に向けては、常任理事会や大学協議会の審議事項を整理するとともに、統括的審議機関と領域別の審議機関との権限の明確化（権限委譲）を検討する。また、領域毎の全学的審議機関については、協議型の合意形成方式から戦略性のあるリーダーシップ型の合意形成へと発展させるため、組織代表となる委員を削減して専門性の高い委員を加えるなど、委員構成を見直していく。

## ( 6 ) 教授会

### 1 ) 教授会の権限と役割

教授会は、「立命館大学学則」第11条で「本大学の各学部に教授会を置く。」ことを規定し、「教授会は、その学部に属する教授、助教授、専任講師および助手をもつて組織する。」としている。教授会の審議事項は、学部の学科および専攻ならびに大学院の研究科および課程専攻の新設、増設、廃止ならびに変更に関する事項、学則および諸規程の制定ならびに改廃に関する事項、教員の人事に関する事項、学科課程およびその担当者、授業ならびに学力考査に関する事項、学生の入学、卒業およびその他学生の身上に関する事項、学生の指導および援助に関する事項、学生の定数に関する事項、学校法人および大学の諸規程で教授会の議を経ることを要すると定められた事項、その他研究および教学に関する事項、である。また、同条で「学長は、必要と認めるとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。」と定めている。本学は、教授会構成員の総意を汲み取りながら学部の自立的な運営を図れるよう、教学および教員人事に関連する事項を審議できるよう規定している。

### 2 ) 教授会と学部長の連携関係

学部長の役割と責任は、各学部の「教授会規程」において、以下のとおり規定している。

教授会を主宰すること（8月を除いて、平均月2回開催）

教授会の決議を執行すること

学部を代表すること

学部長を補佐する体制として、教授会の承認により選任した役職者で学部執行部を構成しているほか、必要に応じて学部長が学部内に委員会を設置している。学部長は、学部執行部や学部内の委員会を活用して、教授会に先立って学部役職者間の意見調整を行ったうえで、諸提案を行う工夫を行っている。学部執行部や学部の委員会で意見調整を行う目的は、決定方針の執行プロセスにおいて、学部長のもとでの集团的執行責任を発揮するためでもある。このように、本学では学部長が教授会構成員の総意をまとめつつ学部教授会との連携を強化していくために、客観的で全学的な視点を持った教授会審議事項の審議・決定を行う仕組みを採っている。

なお、理工学部教授会は、2003年度から代議員会を置いている。代議員会は、教授会より委託された事項を審議し、教授会代議員会の決定をもって教授会決定としている。また、教授会のもとに学系長会議をおき、教授会および教授会代議員会の審議に先立って、必要な審議事項の調整、原案作成を行っている。代議員会の設置は、理工学部教員が百数十名の規模となり重要事項の実質審議が困難になっている実態の改善と、教育と研究の高度化を図るために個々の教員の行政への関わりについて年度により濃淡を設ける、という趣旨によるものである。

### 3) 教授会と全学的審議機関との役割関係

教授会の審議事項のうち、全学部間の調整や理事会としての判断を要する事項については、上位の意思決定機関へ上程する。主要な上程事項は、以下のとおりである。

大学協議会で審議し、理事会で決定する事項

- ・学部の学科および専攻ならびに大学院の研究科および課程専攻の新設、増設、廃止ならびに変更に関する事項
- ・学則および諸規程の制定ならびに改廃に関する事項
- ・教員の人事に関する事項（任用、昇任、依願退職、懲戒、名誉教授、非常勤講師の委嘱・解嘱）
- ・学生の定数に関する事項

教務会議、教学対策会議で審議し、大学協議会で決定する事項

- ・学生の入学、資格に関する事項
- ・履修方法に関する事項
- ・転学部、転学科、転専攻の条件に関する事項
- ・再入学、復学および転学に関する事項

教務会議で決定する事項

- ・学籍に関する事項
- ・期末試験、再試験に関する事項
- ・学費未納者の取り扱いに関する事項

各学部の学生主事会議で調整・決定する事項

- ・学生の指導および援助に関する事項

全学的審議機関は、各学部で審議検討された事項を全学的視点から学部間の調整を行ったり、全学的な運用基準を設けたりすることで全体的な整合性を図る役割をもっている。また、近年これらの全学的審議機関とは別に、大学協議会の議案のなかで事前に学部間調整などを必要とする議案（新任講師、任期制教員、開講後の非常勤講師の委嘱・解職等の教員人事関連、国内留学・外国留学枠など）については、「学部長会議」がもたれている。

以上のように、学部教授会は学部固有の問題や課題を審議するだけでなく、全学的な政策課題についても審議していることから、「全学教学機関」的な役割も果たしているといえる。このことは「学部長の権限と役割」で触れたように、本学の学部長が理事であり常任理事会のメンバーであることが大きな役割を果たしているといえる。また、全学的審議機関は、教授会の自主性と独立性を担保しつつも、教授会での審議結果を客観化するために教授会の審議結果を検証・合議している点で評価できる。一方、学園課題の展開の速さや政策課題が質量とも増大していることで、教授会をはじめ教学機関の会議負担が増大していることや、その事務局を担っている教員部長の負担についても考慮しなければならない。

競争的環境のなかでは学園課題の展開はますます質量とも増大していくため、問題の早急な解決は難しいが、たとえば、全学的審議機関を調整機能からより戦略性の高い教学機関としていくことや、教授会規模の大きい学部については、理工学部教授会のように教授会代議員会を設置することも検討していく。



## ( 7 ) 教学組織と学校法人理事会との関係

### 1 ) 理事会の権限と常任理事会の役割

理事会の権限は、「学校法人立命館寄附行為」第14条で、「この法人の業務の決定は、理事会によって行う」と規定している。具体的には、基本的な経営の方針および計画に関する事、教育研究にかかわる計画に関する事、組織整備計画に関する事、要員計画に関する事、重要な人事、労務、給与および福利厚生に関する事、財政計画および予算編成に関する事、重要な施設計画に関する事、その他重要な方針および計画に関する事、を決定する権限をもっている。理事会は、「学校法人立命館寄附行為」第14条に基づき理事長が招集し、議長となる。理事会は年8回程度開催しており、一般的な議決は理事総数の2分の1の賛成で行う。

理事会は、理事会の日常的な業務の執行を行うため、「学校法人立命館寄附行為」第14条に基づき常勤の理事で構成する常任理事会を設置している。常任理事会は、総長を議長として毎週1回開催している。常任理事会は、学校法人の管理運営事項だけではなく、大学協議会など教学機関の重要な審議事項についても議案として取上げ、実質的な政策判断の場として機能している。常任理事会の議題は、副総長を議長として、学部長以外の常勤理事と教員・職員部長を中心に構成される常任理事会運営委員会で、常任理事会の開催にあわせて事前調整を行っている。また、常任理事会は年2回のレビューを行い、中・長期の学園創造の方向性と緊急・短期の重要課題についての相互理解を深めている。レビューには、教員・職員事務局も参加する。

### 2 ) 教学組織と学校法人理事会との組織関係

大学の基本方針や重要事項を決定する場合は、事務局となっている各部課が各領域別の教学機関に諮って検討を加えた後、教学組織である「大学協議会」や学校法人組織である「常任理事会」の審議に付されたうえで決定されている。

「大学協議会」などの教学組織では、教員人事の審査や海外機関との連携事項など教育研究を推進するうえでのソフト面を中心とした事項を取り扱うのが主であり、予算権限を有していない。これに対して学校法人組織である「常任理事会」は、経営政策上の判断や雇用や予算判断を伴う事項を取り扱っている。教学と経営政策の両方に関連する事項の場合には、教学組織と学校法人組織の双方で審議することとなっている。このように、常任理事会は教学組織との連携協力しつつ機能分担を行っているが、近年は常任理事会における意思決定が増える傾向にある。これは、学園の改革課題が各学校、各部門を超えた領域や業際領域に及び、予算措置や必要人員/人員配置の判断を必要とする事柄が多いこと、言い換えれば教育研究と管理運営・財政を含む総合的判断を必要としていることによる。

また、常任理事会を構成する理事および教員部長が、教学組織を統括する議長・委員長を担う方法によって、学校法人と教学組織の一体的関係を確保している。具体的には、「大学協議会」議長は学長、「教学対策会議」議長および「研究委員会」・「入学試験委員会」・「生涯学習・社会人担当主事会議」・「教養教育委員会」・「言語教育政策委員会」委員長は副学長、「インターンシップ教学委員会」委員長は教学担当常務理事、「教務会議」

議長および「教職課程委員会」委員長は教学部長、「学生主事会議」議長は学生部長、「国際委員会」議長は国際教育研究機構長、「就職委員会」議長はキャリアセンター就職部長が担っている。

### 3) 役員の権限

学内理事は、多岐に渡る日常的業務運営を統括・執行するため、「学校法人立命館寄附行為細則」により次のとおり役割分担を定めている。

- ・ 理事長：日常業務の統括
- ・ 総長（理事）：教学の統括
- ・ 副総長（理事）：総長補佐、教学に関する日常業務の執行、入学試験の統括
- ・ 専務理事：理事長補佐、主として総務財務に関する日常業務の統括執行
- ・ 常務理事：教育研究、学生活動、総務、財務、中等教育の各領域の統括
  - \* 総務担当常務理事は現在欠員となっているが、2004年4月1日付けで就任が決定している。
- ・ 学部長（理事）：各学部運営の統括

立命館大学の運営に係わる事項についても、学内理事が領域ごとの担当を行っており、特に会議などによって合議を要しない日常の処理事項については、学内理事が決裁を行っている。政策判断を要する案件については、各理事の責任分野であっても必ず全学的審議機関の審議に付したうえで決裁する。

以上のように、常任理事会は、学園指導部が全学的なリーダーシップや調整をとりつつ、常勤理事や役職者間の学園課題の共有化を行い、合意していく場として機能している。また、常勤理事の担当分野と役割分担は上記のとおり明確であり、合理的であると評価できる。問題点としては、役員個々の専決事項が財務決裁を除いては明確でないために、全学的審議機関や常任理事会で意思決定することが多くなってきていることや、大学協議会などの教学組織と法人組織である常任理事会が二重審議している議案も多々あるなど、意思決定の迅速性と効率性に欠ける点がある。

この改善に向けては、日常業務は役員決裁で完結できるように専決事項のあり方を明確にするとともに、全学的審議機関の審議を合理化するために、教学事項と法人事項を整理することが必要である。

### (8) 管理運営への学外有識者の関与の状況

理事会定数35名のうち11名が学外の非常勤理事であり、その比率は31%である。また、評議員会定数94名のうち39名を学外者より選任しており、その比率は41%である。

監事はいずれも学外の有識者3名が非常勤として選任されている。監事は理事会に出席して法人の管理運営の状況について把握に務めるとともに、年2回の監事監査を実施している。監事監査では、監事は公認会計士の監査報告ならびに業務監査室（法人事務機構の一部。第14章参照。）の内部監査報告を受け、学内理事に対して管理運営の状況について質疑を行っている。その結果は、決算報告時（中間・期末の2回）に監事の監査意見を付して理事会および評議員会に報告している。

以上、理事・監事および評議員について一定数を学外有識者から選任することで、理事会および評議員会の出席を通じて管理運営に対する客観的な意見や助言を得る機会を多く得ている一方、社会的地位のある方が多く繁忙であり、会議への出席調整が課題となっている。

改善策として、学園動向を日常的に知らせることを目的として、学園広報物をはじめとする定期刊行物を毎月送付している。また会議（理事会・評議員会）で付議される議案については、会議開催1週間前に送付し、事前に議案内容を把握できるよう努めている。さらに、会議に出席できない理事および評議員の意見を法人の意思決定に反映させるため、書面による出席（議案ごとに賛否の意思表示を行う）を検討している。

## （9）大学院の管理運営

### 1）教学上の管理運営組織と学部教授会との関係

各研究科は、学部教授会に相当する「研究科委員会」（独立研究科においては研究科教授会）を設置し、研究科の教学に責任を持つ体制を構築している。各研究科は、「研究科委員会規程」（独立研究科においては研究科教授会規程）を制定し、研究科の入学に関する事項、カリキュラムに関する事項、学生の身分に関する事項、教員の人事に関する事項等を審議している。

学部基礎を置く各研究科委員会は、通常、学部教授会に引き続いて開催されており、学部執行部と研究科執行部は合同の執行部会議を開くなどして、学部と研究科との一体的な運用をすべく工夫をしている。したがって、それぞれの教育組織における課題を相互に理解の上、連携を取りながら教授会・研究科委員会の議事運営を行い、意思決定をしていく構造となっている。応用人間科学研究科、言語教育情報研究科、先端総合学術研究科の各独立研究科は、それぞれ研究科教授会を開催しており、教授会の主宰は研究科長が担い、研究科長が指名する研究科主事と協力して、研究科教授会の運営を行っている。

大学院の管理運営に関わる体制を強化するために、1999年度に大学院部長（学長人事、任期3年）、2000年度に大学院副部長（学長人事、任期2年）、2001年度にBKC担当大学院部長としての大学院副部長（学長人事）を設けた。また、管理運営を支える事務局機能を強化するために、2002年度に教学部門と研究部門に分散していた大学院事務局を大学院部として束ねて独立させ、職員次長を配置した。

### 2）研究科長等の選任手続

「研究科委員会規程」は、「研究科長は学部長が兼ねる。ただし、学部長を兼ねない研究科長を選出することができる。」と規定している。なお、「学部長を兼ねない研究科長を選出することができる」期間は限定しており、研究科として集中的に取り組む必要のある重点課題が達成されるまでの期間としている。したがって、学部基礎を置く大学院研究科においては、研究科長は学部長が兼ねることが通例であり、法学研究科が1999年度から現在まで、文学研究科が2003年度に、学部長とは別の者を研究科長に選出している（後述）。また、各研究科においては、「研究科委員会規程」に基づき研究科長の指

名により研究科主事を選出する。そして、研究科教学を支えるために、教学委員を選任しており、研究科長、研究科主事とともに研究科における教学責任体制を確立している。

独立研究科の研究科長は、研究科専任教員の中から学長が任命している。なお、研究科長の任期は3年である。

### 3) 大学院の審議機関

本学大学院では、「立命館大学大学院学則」第24条に基づき、教学上の意思決定機関として大学院委員会を設置している。大学院委員会は学長が議長で、学部教学における大学協議会に相当する位置づけをしている。大学院委員会は、学長、副学長、各研究科長、各研究科で選出される大学院委員（各研究科1名、任期は限定していないが実態的には1年交替となっている）をもって構成されている。学則に定める委員以外に、教学担当常務理事、教学部長、研究部長、大学院副部長、職員から大学院部次長とBKC教学部門次長がオブザーバーとして出席している。同委員会における審議事項は、教育課程に関する事項、大学院学則、規程および内規の改廃に関する事項、学位授与に関する事項、研究科または専攻の増設または変更に関する事項、大学院の教学に必要な施設、設備に関する事項、その他各研究科共通の事項である。

また、大学院委員会と、教学の最終意思決定機関である大学協議会とで、議題が重複する場合がある。一方の機関における審議を踏まえ、他方の機関で決めることを、規程上明確にしている案件を除き、それぞれの機関が同等に権限と責任を持つ案件については、一方の機関で審議を行い、他方の機関で報告扱いとするなどの調整を行う場合がある。本来は、判断に責任を持つ箇所が異なるため、形式的には両方の会議での審議を行うこととなるが、両者の構成員のうち、学部長・研究科長以上の役職者はほとんど重なることから、新たな提案を含まないような場合については、事前の調整を踏まえ、柔軟な対応を行っている。

大学院委員会以外の審議機関として、大学院教学委員会（副学長主催）、研究科主事会議（大学院部長主催）を設置している。大学院教学委員会は、1995年度から発足した全学機関で、大学院に関わる審議事項の一部を大学院委員会から権限委譲されている。具体的な事項は、研究者養成コースの機能強化に関する事項、高度専門職業人養成の機能強化に関する事項、諸奨学金・奨励金の募集、審査、決定に関する事項、大学院入学試験に関する事項、学籍の取り扱いに関する事項、進路、就職に関する事項、

施設に関する事項、その他必要なこと、である。大学院教学委員構成は、副学長を委員長とし、大学院部長を委員長代理に、委員は研究部長、大学院副部長、各研究科からそれぞれ2人（研究科主事と選出委員）、教学部副部長、職員から大学院部次長、教学部次長、BKC教学部門次長としている（事務局は大学院教学推進課）。

大学院に関わる意思決定方法は、通常、事務局に当たる大学院部会議で議題整理を行い、研究科主事会議で意見交換を行った後、大学院教学委員会で議論して、各研究科委員会（研究科教授会）に持ち帰って議論をして、大学院教学委員会で集約のうえ、大学院委員会において意思決定を行う、というプロセスを踏んでいる。

以上のように、大学院の管理運営は、大学院の全学的審議機関の責任者が学長または副学長であること、大学院部長と大学院副部長を配置していること、学部教授会の執行

部と研究科委員会の執行部が合同で議題の調整を行っていることで、縦横の組織的連携と迅速な決定機関としての役割を果たしていると言える。一方、独立研究科の研究科長は常任理事会のメンバーではないため、理事である学部長が研究科長を兼務している場合のように学園全体の政策・課題と独立研究科の課題をリアルタイムでつなぐという点では弱点をもっている。また、独立研究科教授会は大学院の専任教員のみで構成されていることから規模が小さく、学部教授会のような集团的議論が行いにくい点での不十分さがある。

この弱点を補完するために、以下の2点について改善をはかっている。第一は、大学協議会に、独立研究科の研究科長が出席して、全学的な教学課題の意思決定に参画するようにしている。第二は、独立研究科運営委員会を新たに設置し、月2回開催している。そこでは、常任理事会への議案の提案および常任理事会の報告を大学院部長が各独立研究科長に報告している。その委員会構成は、大学院部長を長に各独立研究科長、同研究科主事および大学院副部長（衣笠）である。

## 2 学部・研究科の管理運営体制

### (1) 学部の管理運営体制

#### 法学部

##### 【理念・目的】

法学部教授会は、法学部教学を担いその実践に対して責任を負うと同時に、大学自治の重要な構成部分であることを前提に、学園が直面する課題や将来構想、日常的な管理運営に関しても積極的に関与していく責任がある。本学の場合、「学部長理事制度」により、学部教学の責任者であると同時に、常任理事会の構成メンバーでもある学部長の役割はきわめて大きなものがある。また、その学部長を選出し、支えながら、学園全体の課題や管理運営に対して適切な発言・提言をしていく教授会の役割も、他大学以上に重要になっており、学園の民主的合意形成を図っていくシステムとして有効に機能させていく必要がある。

##### 【実態】

法学部教授会は、毎年25回程度開催され、法学部教学に関わる事項、法学部学生に関わる事項、学園全体の教学や直面する種々の課題などについて審議を行っている。そこで承認・決定された法学部の独自課題に関しては、学部長を中心に学部執行部が責任をもって実践している。学部長とともに学部の教学と管理運営を担っていく学部執行部は、学部長、副学部長、学生主事、企画委員長（および研究科長、研究科主事）によって構成される。また、教授会構成員の全員（在外研究その他を除く）が、全学または学部内の各種委員会の委員となっており、学部の教学と運営を主体的に担うと同時に、全学と法学部をつなぐ役割を果たしている。

法学部執行部会議は毎週1～2回程度開催され、恒常的・集团的に機能している。また、法学部内の各種委員会は、企画委員会・学生委員会など多いもので隔週1回程度、少ない

もので毎月1回程度開催される。そこでの議論や決定事項は、学部執行部を通じて、教授会に反映されている。

#### 【長所】

法学部教授会構成メンバー個々人が、法学部の教学と運営を分担しつつも、主体的に担っていく体制が確立しており、法学部教授会も有効に機能している。法学部長も法学部教学の責任者、法学部教授会の代表としての役割を担っている。学園全体の課題に関しても、「学部長理事制度」に基づき、法学部教授会の見解を常任理事会に直接的に反映させることが可能である。

#### 【問題点】

こうした法学部の運営方法は、きわめて民主的であると考えるが、それゆえに、諸会議をはじめ学内行政に費やされる時間が、かなりの量となっていることも事実である。個々の教授会構成メンバーにとっては、一定の負担感が残る側面も存在する。

#### 【改善の方法】

学部内役職の一定の整理と、学部執行部機能の一定の強化が必要であろう。集团的体制としての学部執行部への決裁機能の集中・強化は、ある程度必要である。だがその際には、学部執行部役職者の「負担」は、きわめて大きなものとなる。教授会での議題整理も課題となろう。

「学部長理事制度」は、維持していかなばならない。学部長の負担は存在するが、これを抜きにして、教学と学園運営・財務・総務などとの緊張関係を維持しつつ、民主的合意形成を図ることは困難である。教学と財政のギリギリの接点を導き出すような「緊張関係」の維持こそが、本学そして法学部の発展を保障していく。

## 経済学部

#### 【理念・目的】

経済学部教学に責任をおっている機関は経済学部教授会である。学部長は学部を代表するとともに、教授会を主宰し、会議においては議事を提案し、また議長となって議事をすすめる役割を担っている。さらに、本学園の場合、学部長は法人理事でもあるため、学園全体の経営や事業についても、教授会に報告し、必要な案件については審議を行う必要がある。この意味で、学部長は教授会とのあいだに密接な協力関係を保つ必要があり、また、教授会は学部長を通して法人全体に学部の意見を反映させる必要がある。

#### 【実態】

教授会は会議としては月に2回程度の開催であるが、学部長を補佐する副学部長、学生主事、生涯学習・社会人担当主事、企画委員長、国際主事、入学試験担当主事などは学部執行部を構成し、教授会以外の機会でも、日常的に執行部としての業務を行っており、これが全体として教授会の意思決定に大きな役割をはたしている。

#### 【長所】

学部長を補佐する執行部が一定の数で存在することで、集団的な執行体制が整っており、全体として教授会構成員の意思が反映され、調整され、それに従い執行していくうえで有効である。

#### 【問題点】

各会議の回数が多くなり、役職数も増える傾向にある。執行部としての統一をはかることも重要で、個々の役職者が多忙になっている問題がある。

#### 【改善の方法】

教授会の開催回数を少なくし、より実質的な議論ができる執行部会議や企画委員会あるいは担当者会議などを活用し、会議の効率的な運営をしていくという配慮を行っている。また、執行部としての意思を統一するために、執行部会議において基本的な考え方の一致をみるようにつとめる。

## 経営学部

#### 【理念・目的】

学部の日常的な管理運営をスムーズにおこなうと同時に、全学的な議論と調整しつつ、学生の意見を吸収し、教学改革を適切に推進できる組織を確立する。

#### 【実態】

学部内に学部長とともに執行責任を負う副学部長、学生主事、入学試験・国際・生涯学習・社会人担当主事等の特定分野を担当する主事、学部の教学の実態を調査し、改革案の立案を担当する企画委員会を統括する企画委員長が置かれている。また、全学的な部長、副部長としての派遣、各種委員会への委員派遣を行っている。

学部内の各種委員会には、人事・研究・学会・学生・就職の各委員会があり、複数の委員で構成され運営されている。また特定の課題を担う、学部ネットワーク管理者、社会人学生・留学生アドバイザー、英語世話人、自己評価委員、総合基礎経営学委員、基礎演習運営委員などがある。さらに、文理総合インスティテュートの運営委員・教学委員も学部から派遣している。

#### 【長所】

理事を兼ねる学部長と経営学部から派遣された委員が全学的な諸会議に参加しており、全学的な機関での審議状況が学部に反映されやすく、学部での議論が全学的な場で取り上げられやすい。また、学部内での重要事項については、各委員会で事前に調査・検討を加えた上で教授会に提案されるので、多くの課題を効率よく審議できる場合が多い。

### 【問題点】

学部教授会のメンバーが50名を超えているため、細かい議論がしづらい。実際の課題の検討は、企画委員会に委ねていて、教授会では報告扱いにならざるを得ない。

多くの委員会が、全学・学部設置され、各教員は2ないし3の委員を引き受けることになる。

### 【改善の方法】

学部内では、各種委員会については、廃止を含めて委員会の効率的運営に努めること、委員の選出も継続性を重視すること、等である。

## 産業社会学部

### 【理念・目的】

学部長は産業社会学部の教育研究全般に責任を負うと同時に、教授会が大学自治の重要な構成部分であり、大学自治の担い手としての機能を有効に果たせるように努めるとともに、学園（法人）の理事として、法人の課題についても同時に責任を担うものである。したがって、学部長は、大学全体の課題、将来構想と関連させながら、学部の将来計画や日常的な管理運営に関してもその適正な判断を行い諸課題の推進に努力し、政策立案においても、学部運営においても、全体的視野から積極的なリーダーシップを発揮することが求められる。

### 【実態】

学部長は、常任理事会に参加するとともに、学部執行部会議（毎週）に参加し、全体的な学部諸課題の運営に責任をもってあたっている。また、大学協議会の構成員でもある。なお、学部長は大学院研究科長をかねている関係から社会学研究科における教学委員会（後述）に参加している。学部長は必要がある場合は、企画委員会その他の学部内の委員会にも参加できる。また、集中企画委員会には必ず参加している。なお、学部の将来構想や改革に関連する委員会には学部長は基本的に参加することになっている。

学部長は、教授会（週2回）に先立ち、法人理事会の方針や討議内容をふまえ、また学部の全体的諸課題を把握して、学部執行部会議において教授会議題やその他の学部運営上の諸課題についての議論を統括し、議案の内容や提案議案の整理を行うとともに教授会の議長として会議の進行を行っている。教授会においては、効率的、重点的な審議が行えるよう、審議事項と報告事項と明確に仕分けることに留意し、会議の効率的進行に努めている。また、教授会審議の重点化と執行の迅速化のために、下記＜執行部委任事項＞については執行部（または社会学研究科内の教学委員会）に権限委譲して審議し、教授会で追認を得るものとしている（執行部委任事項に関する申し合わせ）。学部長は常任理事会での報告事項と、教授会で審議すべき事項とに留意をして教授会運営を行うように努めている。

「学部長理事制」を特徴とする本学の学園運営においては、学部長の学部における方針の適切な常任理事会への反映と理事会決定方針の学部教授会への提起が教授会運営の重要なポイントとなっている。



教学機関での審議事項・報告事項については、副学部長および企画委員長から報告をうけ、執行部会議を通じて企画委員会などの学部内の各委員会等での議論状況を把握し、教授会への議案内容を把握し、提案する。また、学部長は学部改革の方向性などについての議論を進める上で積極的な役割を果たすことが期待されている。なお、学部長は、将来計画と学部の教学論議をふまえて、任用人事や昇任人事を発議するうえでイニシアティブを発揮する重要な役割を担っている。

学部長は、副学部長をはじめとする学部執行部の構成メンバーと協力して、学部の日常的な運営上の諸問題の解決や調整に必要な役割をはたすとともに、学部構成員の状況についての把握し、学部の課題間の効率的でバランスのとれた執行ができるように努めている。

#### 《執行部委任事項》

学籍異動、 停学3ヵ月以内の学生処分、 外国出張、 学外委員の応嘱、 学外講師の応嘱、 非常勤講師委嘱・応嘱、 課外活動に伴う授業配慮願い、 留学、 編入学における単位認定、 科目等履修生・聴講生の許可、 外国語特別補習対象者決定、 特別転籍（受け入れ・送り出し）実施等

#### 【長所】

学部長理事制度は、法人と大学の諸課題と方針を有機的に結合して、全学的視野から迅速な決定と運営を行ううえで有効な役割を果たしている。学部内の諸委員会の適切な運営のもとに、学部の諸課題と全学の諸課題について必要な統括的機能を果たしている。

学部長と研究科長を分離しないことにより、学部と大学院の連携ある教学運営を可能にしている。

執行部委任事項を整理したことにより、教授会審議の重点化と政策執行の迅速化がはかられている。

#### 【問題点】

全学の諸課題と学部の諸課題が膨大になり、非常に複雑多岐にわたるようになる傾向があり、全体的な把握と判断の点で難しい状況も生まれてきている。学部の各委員会およびその責任者の役割と学部長の役割とを効率よく結びつくように努める必要がある。学部カリキュラム改革を担うための世代交代をスムーズに進める基本方針の確立のためには学部長のイニシアティブが重要になる。

#### 【改善の方法】

学部執行部の判断を支える、「企画委員会」「学生委員会」「研究科教学委員会」等において実質審議を重視した運営を行うよう、いっそうの努力が必要となる。そのためには、事務局体制の強化が必要である。すでに、これまでも行っていることではあるが、重要課題(\*)については、特別検討体制（プロジェクト体制）を学部長、副学部長、企画委員長の下に適宜組織した検討体制を工夫するとともに、これらのプロジェクトを特定のメンバーで担うのではなく、若手教員も含め、多くの教授会構成員が担うようにその委員構成に気を配ることである。

- \* : 例えば、学部創立40周年記念事業企画検討委員会、学部将来構想検討委員会、21世紀COEプログラムへの申請に向けた研究政策検討委員会等がこれにあたる。

## 国際関係学部

### 【理念・目的】

小規模学部としてのメリットを生かし、全員参加で全員が責任を負う直接民主主義的な教授会運営を理想とし、学部長は理事として全学的な視点から学部運営を行うと同時に、学部自治のリーダーとしての立場、役割を踏まえて行動する。

### 【実態】

月2回の定例教授会のほか、必要なときには臨時教授会も開いて重要事項を審議決定している。教員の毎回の出席率は過去2年間を振り返っても2001年度81%、2002年度84%であり、良好である。全学から意見を求められている重要事項で長時間の審議が必要だと思われるものについては、教授会で意見を出し合った後、さらに企画委員会が引き継いで審議検討した上で原案を作成し、教授会の意見としてとりまとめる方式を取っており、教授会は比較的効率よく運営されている。そのほかの各種委員会も民主的に運営されており、教授会との連携も良くとれている。

### 【長所】

小規模学部なので毎年、全学の各種委員会に委員を選出、派遣することには、困難を伴うが、全教員が学部行政を支えなければならないという状況があり、学部との関わりを深めることになっている。そのため、学部長、執行部を中心として教授会がまとまることができている。

### 【問題点】

直接民主主義的な教授会運営と、副学部長及び各種委員会に支えられているとはいえ、学部行政に携わる学部長にとって、自らの研究が少なからず滞ることは避けられない。

### 【改善の方法】

教授会自治の上にたち、その中で適材適所により人員を配置し、不要となった委員会等は廃止、統合していく。

## 政策科学部

### 【理念・目的】

学部教授会と学部長との間の連携協力については、「立命館大学政策科学部教授会規程」に基づく適切な学部運営が、その理念・目的となっている。

### 【実態】

規程に基づき、学部長は、副学部長、学生主事、調査委員長を指名し、それぞれに機能を分担させながら運営を行っている。副学部長は入学試験担当主事を兼任し、学生主事のもとに学生委員会、調査委員長のもとに調査委員会が組織され、学部運営が行われている。学部長は教授会の議長となり、その議決を執行し、学部を代表している。副学部長は教学に関する全般の事項の執行を行い、学部長を補佐している。学生主事は、学生の指導・援助に関する事項を執行し、学部長を補佐している。調査委員長は調査委員会を主催し、教学に関する全般の企画立案を行い、学部長を補佐している。また、学部長が教授会を運営していく場合、教授会構成員は、研究、教育、行政においていずれの責務を果たしうるという原則にたち、行政もしくは教育上の負担が一部の構成員に特化しないように配慮している。

### 【長所】

学部長と副学部長・学生主事・調査委員長との連携協力関係と機能分担は実態的にも良好であり、その結果教授会は有効に機能している。また、教授会構成員相互の連携協力関係も概ね良好である。

### 【問題点】

政策科学部の場合、教授会構成員の数が少なく、教授会構成員一人当たりの学内行政の負担が増大する傾向にある。

### 【改善の方法】

教授会構成員の相互連携協力関係を強化していく。また、学部運営の効率化を図るための努力を積み重ねる。

## 文学部

文学部内の管理運営体制に関する詳細は、「第2章 教育研究組織」の文学部の項を参照。

以下は、概略のみにとどめる。

### 【実態】

学部長は、大きく次の3つの役割を担っている。

1. 学園理事会における理事の1人としてとして学園の運営に責任を持つ。
2. 学部の運営に責任を持つ。
3. 学園の運営政策と学部の運営に関して齟齬がないように調整をはかる。

学部長の学部における役割は、学部の運営に責任を持つゆえに、文学部運営の最終決定機関である教授会を主宰する。ただし、教授会のみですべての案件に関して詳細に議論・決定するのは非効率なため、執行部会議、主任会議、調査委員会などの各種委員会・会議を組織する。

通常、学部長は研究科長を兼ねるが、2003年度より、文学部は文学研究科長を独立して置いている。これは、学園全体においても学部運営においても研究科の重要性が年々増す中、文学研究科の中長期的な将来展開を調査・検討するための処置である。

## 理工学部

理工学部における教授会等の詳細な運営実態については、「第2章 教育研究組織」の理工学部の項をあわせて参照。

### 【実態】

教授会構成員は理工学部所属の教授、助教授、専任講師（任期制講師を除く）であり、2003年度の教授会構成員は184名であった。これに対し、教授会で審議している事項が多岐にわたることから、実質審議が困難になってきたほか、全構成員が参加して審議しなくてはならない重要事項に十分な時間を費やすことができない状況が生じていた。

そこで、1995（平成7）年の学校教育法の改正に伴い「教授会から委任された事項については代議員会の決定をもって教授会決定とする」ことができるようになったことを受けて、理工学部では2003年度から教授会代議員会を設置し、効率的な学部運営を行うこととした。

理工学部教授会代議員会（以下、代議員会という。）は、各学科から選出された代議員により構成され、教授会から付託された以下の内容について審議する。

- (1) 専任教員以外の人事に関する事項
- (2) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (4) 無期停学および退学に関する処分を除いた、学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の指導・援助に関する事項
- (6) 学校法人および大学諸規程において教授会の議を経ることを要すると定められた事項ならびに学校法人および、大学の諸機関より教授会の議を経ることを要請された事項のうち、学部執行部が代議員会で審議するべきと判断したもの。
- (7) その他、特に教授会から権限委譲を受けた事項

また、学部長は副学部長、企画委員長などの学部役職者を指名して学部執行部を構成し、日常的な学部運営にあたるほか、各学科には学科長を置き学科会議（あるいは学系会議）によって意見をとりまとめ、学科長会議の場で日常的に学部執行部と意見交換を行いながら学部課題の整理と議論を行い、学科毎の独自性と学部としての統一を図ってきた。

### 【長所】

2003年度から教授会代議員会を設置し、約2週間に一度の頻度で代議員会を開催することが可能となった。これにより、円滑かつスピーディーな審議、決定が行えるようになり、

効率的な学部運営を行うことが可能となった。

#### 【問題点】

2004年度設置予定の情報理工学部は現在、情報理工学部運営委員会を設置し、開設以降の教授会の円滑な運営のための準備を図っており、設置後は理工学部と独立して教授会を運営することになる。一方、大学院については理工学研究科に含まれるため、これまで理工学部教授会と理工学研究科委員会の運営はほぼ同一組織で運営を行って来たが、情報理工学部教授会を含めた円滑な運営を図るための体制を構築する必要がある。

#### 【改善の方法】

情報理工学部教授会も代議員制の導入を予定しており、理工学部教授会、理工学部教授会代議委員会と理工学研究科委員会、理工学研究科代議員会（後述）それぞれの役割分担を明確にするとともに、連携のできる組織運営について今後十分な検討が必要である。

## （２）研究科の管理運営

### 法学研究科

#### 【実態】

第1章で記述した本研究科の目的を実現するため、研究科の役割・責任を明確にすると同時に、法学部との日常的な連携を可能とするような組織体制を構築する。

一方、本研究科の管理運営には、相対的に学部とは異なる面があり、独自に検討することが必要である。また、本研究科の在籍学生数の増加や各種特別プログラムの実施など、研究科の教学が多方面へ展開しており、これを統括する責任体制が重要である。このため、法学部長と法学研究科長を分離する体制をとるとともに、法学部執行部（学部長、副学部長、学生主事、企画委員長）と法学研究科執行部（研究科長、研究科主事、教学委員）とを人的に分離した。同時に、法学部事務室内でも大学院業務を主として担当する職員2名を配置した。さらに、全学的にも、大学院部の中に大学院教学推進課が設けられ、全学的な制度整備と研究科間の調整を中心として、各研究科における事務作業を支援する体制となっている。なお、法学部執行部と法学研究科執行部は合同で執行部会議を開催し、学部教授会と研究科委員会は連続して開催されている。このようにして学部と研究科との一体的な運用がなされている。

他方、法学研究科では、研究科所属教員のすべてを構成員とする研究科委員会のほか、教学全般の検討や入学試験問題の点検にあたる教務委員会、奨学金給付のあり方を検討する奨学金委員会が置かれている。

法学研究科長および法学研究科主事の選任は、法学部執行部との連携および一体的な運営の観点から、法学部教授会、法学研究科委員会において行われる。

#### 【長所】

研究科の進展に伴って大学院の運営に責任を持つ独自の執行部と事務局が必要とされる

が、他方で、学部と研究科との共同開講科目の存在や学部における大学院進路プログラムの構想などに示されるように、法学部と法学研究科とは一体的に運営される必要がある。現在の体制は、効果的な運営を可能としている。

#### 【問題点】

2004年度の法科大学院の開設に伴い、法学部、法学研究科、法科大学院の三者間の連携をいかに図るかが新たに問われている。また、執行部レベルの連携は緊密に取れる一方で、事務量の増大に対応した事務体制の強化がさらに必要となっている。

#### 【改善の方法】

2004年度以降の法科大学院の開設に伴う、法学部、法学研究科、法科大学院の三者間の連携については、現在、検討中である。

また、事務体制の課題についても、全学的な視点の中で検討を進める。

## 経済学研究科

#### 【実態】

本研究科は経済学部を基礎にした組織であり、研究科長は経済学部長が兼ねてきた。経済学部教授会に所属する教員のうち、経済学を専門にする教員は、教授・助教授・専任講師が全員、大学院科目担当可能な教員であるとし、「任期制教員」を加えて研究科委員会を構成している。研究科には研究科長、研究科主事を置き、研究科委員会の運営を行っている。また大学院教学委員を置いて、研究科長と研究科主事を補佐する体制もとっている。本研究科委員会は経済学部教授会の後に開催されることが多い。

現在、研究科では、国際的な研究と教育の交流で大きな飛躍をはかることにとりかかっており、対外的な交流の機会が増えるのをはじめ、課題の増加に対応するため、学部長と研究科長を分離することを検討している。

#### 【長所】

研究科委員会と学部教授会を同一日に開催しているため、審議事項の内容や範囲が異なるとはいえ、個々の教員にとって学部と大学院における教育と研究の一体性は十分に確保され、円滑に運営されている。

#### 【問題点】

研究科長と学部長の兼務体制は、学部と大学院の一体化した運営上、これまでは望ましかったが、近年、大学院における教育課題をめぐり、教学改革に関わる審議、執行事項が増加するとともに、院生数の増加に伴う教育指導、学位審査、外国人留学生への対応等、研究科として対応すべき事項が増加しており、研究科としての執行部体制の強化が必要である。また、同様の理由により、従来のような教授会後の研究科委員会開催というやり方では時間的制約があり、十分な審議時間の確保という点で余裕がなくなっている。

### 【改善の方法】

研究科執行部の体制強化を新たに検討する。たとえば、学部長と研究科長の分離や、研究科長、研究科主事、大学院教学委員の3つのポストによる執行部体制の強化等である。執行部内のそれぞれの役割を明確にしつつ、事前打合せ等を行うことにより課題整理・論点整理を行い、研究科委員会での論議が効果的に行えるように工夫を加えていく。

また、学部における企画委員会においても大学院に関する事項の検討を効果的にすすめ、研究科委員会の会議時間を少なくすることも必要である。

## 経営学研究科

### 【実態】

本研究科では経営学部長が研究科長を兼務しており、経営学部長は「立命館大学学部長選挙規定」および「経営学部長選挙細目」に従って選任される。学部長選挙にあたっては、次期学部長・研究科長が遂行すべき経営学部・経営学研究科の課題を明確化した「経営学部長候補選出方針」を作成し、ここにあげられた諸課題を遂行し、同時に現代の動向を見据える広い視野に立って全学的な課題を理事として推進しうる人材を選任する。

また本研究科では、大学院の運営・充実・発展に関わる企画・立案を行う事務局として経営学研究科教学委員会を組織している。メンバーは研究科長、研究科主事を中心とした数名の教員と、BKC教務センター経営学部の課長および大学院担当の事務職員によって構成されており、研究科の日常的な運営（カリキュラムの整備、院生関連、入学試験企画等）をはじめとして、研究科の将来構想等を議論し、原案を作成して研究科委員会へ上程する。

### 【長所】

研究科委員会に上程する事項を、教学委員が事前に調査・検討し、意見や議事の精査を行った上で具体的な原案を作成して上程するため、研究科委員会のスムーズな議事進行とスピーディーな対応が可能となる。

## 社会学研究科

### 【実態】

本研究科での教学上の管理運営組織は、研究科委員会である。ここでは、本研究科固有の研究・教育上の諸課題に対する意思決定、および、全学の大学院政策への意見集約などを、迅速に行う。また、研究科委員会は同時に審議機関であり、大学院入学試験・学籍・学位論文審査を行う。研究科長については、産業社会学部長がこれを兼ねる。

日常的な研究科の運営や教学問題については、研究科の課題を統括する研究科主事を置いて対応するとともに、研究科委員会のもとに、研究科長・研究科主事・教学委員からなる研究科教学委員会（以下、教学委員会という）を置いて日常的諸問題の検討と諸問題の審議を行うとともに、必要に応じて大学院全体の諸課題に共同で対処する。教学委員会は研究科主事が主催し、研究科長はかならず出席している。

研究科委員会と教学委員会は、それぞれ隔週開催される。教学委員会は、教学委員会のみで対応可能な事項と研究科委員会にはかるべき事項とを判断し、後者を研究科委員会に提案する。研究科委員会は、教学委員会が提案した事項に関する審議と最終決定を行う。教学委員会は領域・系を考慮して委員を選任する。研究科主事の任期1年であるが、再任もある。通常は、任期1年を終了後、次年度も、教学委員として残り、課題の継承性を確保する。

研究科主事は、これまでも、学部執行部の一員として、学部と大学院の調整（学部と学院での担当科目・コマ数調整、学部業務補助への院生配置など）にあたってきた。近年、学部優秀層を研究科母体層として意識的に育成するなど、学部と大学院との連携により前進させるべき課題が増加しており、2003年度は、学部構想検討委員会等に、研究科主事が出席し、大学院課題を共有し、連携課題を論議に乗せることが可能になった。

産業社会学部事務室内からは事務長のもとに、1名が主担当、1名が副担当として2名の職員が教学委員会を補佐し、大学院関連の事務および院生への相談など、サポート業務を行っている。

#### 【長所】

産業社会学部に基礎を置く研究科として、教学的一貫性・担当体制の相互性があり、学部長が研究科長を兼ねることは、現状に即している。

現行の体制は、研究科内の教学委員会で事前に協議を重ねた提案を研究科委員会に提出することができる。教学委員会にはできる限り、各領域・系の教員を配置しており、領域・系の意向を反映できる。主事は、次期教学委員会に教学委員として残ることによって、課題の継承性が確保できる。

#### 【問題点】

収容定員増・学部改革に連動する大学院改革に対応した大学院教学推進体制の整備、指導体制の強化の課題はなお継続的な検討課題である。

本研究科内の教学委員会体制は、基本的に機能しているが、大学院の枠組みの改革課題などには機能的に対応できない面がある。院生の増加・全学での大学院政策の展開に伴う行政が量・質ともに変化していることに対応して、教学委員会としての政策的・実務的役割の見直しを行う必要がある。

#### 【改善の方法】

変化する研究科課題に対応し、教学委員会の役割の見直しをおこない、個々の教学委員の役割分担を明確にする。教学委員会の開催回数については必要に応じて増やすことを検討する。

## 国際関係研究科

#### 【実態】

本研究科の基本的な管理運営組織は、国際関係研究科委員会（以下、研究科委員会、研



研究科構成員全員が参加)である。研究科の日常的な運営には、研究科長・研究科主事・運営委員会(5～6名)があたる。運営委員会はほぼ毎週、研究科委員会はほぼ隔週開催される。運営委員会は、研究科に関わるさまざまな問題をその場で処理すべき問題と研究科委員会にはかるべき問題に分け、後者については、研究科委員会への提案内容を審議する。研究科委員会は運営委員会が提案した議事について審議と最終的な決定を行う。

なお、研究科委員会の構成員と国際関係学部教授会(以下、学部教授会)の構成員はほぼ同一であり、会議は時間を区切って連続的に開催している。また、本研究科長は国際関係学部長が兼任する規定となっているため、研究科長は「立命館大学学部長選挙規程」により選出することになる。

#### 【長所】

本研究科固有の研究・教育上の諸課題について、構成員の意向を尊重しつつ迅速な意思決定を行いうるような管理運営の体制がとれている。管理運営に関わる業務については、研究科構成員の間で最大限合理的な役割の分担をはかっている。研究科委員会と学部教授会は、それぞれの固有の役割と責任を担いつつも、国際関係学部と本研究科の接点に関わる種々の問題について、密接な連携と協力関係を維持している。なお、本研究科の研究科長は、国際関係学部長が兼務しているが、学問的業績と人物の両面において国際関係学部ならびに本研究科が当面する諸課題の遂行にふさわしい人物を選出している。

#### 【問題点】

日常業務について運営委員会全体で役割を分担しているが、全学的な検討課題に関する研究科文書の作成等については、研究科主事に業務が過度に集中する傾向がある。全体の規模が30数名という小規模の学部で、学部教授会と研究科委員会のそれぞれに主事および執行部を配置しているため、行政面での負担がやや過重となっている。

#### 【改善の方法】

業務内容や役割分担の見直しにより負担の軽減をはかる。例えば、全学の審議機関との文書のやりとりの簡素化を検討し、運営委員会内での役割分担を見直す。さらに、課題によっては、運営委員以外の研究科構成員に協力を求めるなど、柔軟に対処する。

また、今後、研究科の独自性がさらに強まっていく場合は、これまでの優位性を踏まえつつも、研究科長と学部長の兼任規定の見直しも検討の遡上にあがることも視野に入れる。

## 政策科学研究科

#### 【実態】

研究科がその社会的使命を達成し、教育研究活動の状況を把握し、適切な事項について必要な体制をとり、教育研究の改善をはかるために、研究科長、研究科主事、専任教員によって研究科委員会を組織している。研究科委員会の構成員は、学部教授会の構成員と原則として同一である。

本研究科では、政策科学の教学分野の特殊性に鑑み、学部カリキュラムと研究科カリキ

キュラムの連携（アドバンスト科目の開設など）をはかってきた。また、学部基礎をおく研究科としては、当該教育研究分野について学部低回生から後期課程おける研究指導にまでおよぶトータルな教育課程の編成が必要である。大学院への入学は、学部教育の観点からすれば進路指導の問題であり、大学院教育の観点からすれば学部教育はより高度な水準での政策科学教育の基盤形成ということになる。学部と研究科の間のこうした関係を背景に、本研究科においては政策科学部長が研究科長を兼務している。また、カリキュラム上の具体的な連携関係の有無を問わず、学部および研究科の会議体が、開催時間帯や執行部の編成の面で独立性を保ちながらも、有機的に連携することはトータルな意味での大学教育にとってきわめて重要な意味をもつ。

政策科学部との強い連携関係にある本研究科の執行部は、研究科長・研究科主事に加え研究科教学委員によって構成される。また、教学関連の調査・企画を行うために設置されている調査委員会は、政策科学部と本研究科の双方にわたる問題を取り扱い、企画段階における政策科学部と本研究科の連携の要をなしている。

研究科委員会は、入学に関する事項、学科課程および学科考査に関する事項、学生の資格・課程修了の認定その他の身分に関する事項、学位の授与審査および授与した学位の取り消しに関する事項、教員の人事に関する事項、学科目担当者に関する事項、学則の変更および研究科に関する規定の制定・改廃に関する事項、研究科委員会の組織に関する事項、研究科委員会の組織に関する事項について審議する。

研究科委員会は原則として、隔週で政策科学部教授会の後に開催され、出席状況はきわめて良好である。政策科学部教授会・研究科委員会に先立って、また必要があれば随時、政策科学部・研究科合同執行部会議が開催される。構成メンバーは、政策科学部長を兼任する研究科長、副学部長、研究科主事、調査委員長、研究科教学委員、学部学生主事である。相対的に小規模な組織であるため、研究科委員会内にサブセクションを設けることはしていないが、とくに研究指導上の案件について詳細な議論が必要な場合は、リサーチプロジェクトの代表者からなる「プロジェクトリーダー会議」が開催されている。

#### 【長所】

学部から後期課程にわたる教育組織を有する場合、教学、学生指導、進路・就職などすべての論点が相互に関係しあう。政策科学部教授会においては大学院進学後の学生指導を視野にいれた議論、研究科委員会においては学部教育段階での指導を視野にいれた議論が可能であることにより、審議の効率性のみならず有効性が飛躍的に向上する。

#### 【問題点】

政策科学部との連携の分野で、なお開拓の余地のあるものがある。たとえば、進路・就職に関わる指導などである。博士課程前期課程を終えて就職するという進路選択が広がりつつあるなか、学部段階における進路指導と大学院における研究指導とのいっそうの連携を進める必要がある。

#### 【改善の方法】

政策科学部および本研究科においては、教学問題の調査と改善策の検討を行う調査委員

会を学部・研究科共通の審議機関として運営している。今後は、学生指導・研究指導が必要とされる機能分野別に、こうした共通の審議機関の設置、会議の開催を進める必要がある。

## 文学研究科

### 【実態】

研究科の管理運営のための中心的組織として、文学研究科委員会を設置している。研究科委員会は「立命館大学大学院学則」に定める専任教員によって組織し、その3分の2以上の出席によって成立する。研究科委員会では「立命館大学大学院学則」により下記の事項を審議する。

- (1) 学科課程及び学科考査に関する事項
- (2) 学生の資格認定及びその身分に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科目担当者に関する事項
- (5) 学則の変更に関する事項
- (6) その他研究科に関する重要な事項

研究科委員会は隔週火曜日に開催し、上記以外にも研究科長が必要と判断した事項を審議する。

必要に応じて、各専攻・専修の主任による「主任会議」、および学部執行部（学部長、副学部長、学生主事、調査委員長、入学試験担当主事、生涯学習・社会人担当主事）と研究科執行部（研究科長、研究科主事）との執行部会議を行い、適切な管理運営を期している。このほか「研究科改革検討委員会」を設置し、中長期的政策を検討している。

2003年度からは、従来は兼務であった学部長と研究科長を分離し、研究科改革の課題に専念できる体制をとっている。研究科長は、学部長が任命し、研究科委員会の承認を得て任命される。なお、任期は1年である。

### 【長所】

学部長と研究科長を分離し、執行部会議などで相互の調整をはかりながら、それぞれの課題に専門的に取り組むことが可能になった。これにより2005年度、2006年度の研究科改革の議論も進展している。

### 【問題点と改善の方法】

体制上の負担増、会議の長時間化などの問題がある。教授会と研究科委員会を同日に連続に開催し、主任会議などで議題の整理を行い、会議の効率的な運営をはかっている。

## 理工学研究科

### 【実態】

本研究科では、理工学部長が研究科長を兼任している。理工学部長の選出方法は「立命

館大学学部長選挙規程」に基づき行われている。

本研究科の運営機関は理工学研究科委員会であり、理工学研究科委員会は研究科長、研究科主事、大学院委員および授業担当専任教員から組織され、理工学部所属の教授、助教授、専任講師(任期制講師を除く)より主として構成されている。

理工学研究科委員会では、学則の変更、研究科に関する規程の制定・改廃に関する事項、科目担当者に関する事項、専攻課程および学科目考査に関する事項、研究科への入学に関する事項、学生の資格・課程修了の認定、その他身分に関する事項、学位授与の審査および授与した学位の取り消しに関する事項、国内実習および海外実習に関する事項、学生の指導・援助に関する事項、研究生、奨励研究員、研修生、聴講生に関する事項、委員会の組織に関する事項、学則および関連する規程等により委員会で審議するとされた事項、その他研究科に関する重要な事項を審議する。

本研究科では研究科委員会の他に、専攻を構成する学科から選出された代議員により構成される研究科委員会代議員会があり、研究科委員会から付託された案件に対して研究科委員会に代わって審議、議決を行う。

一方、研究科長(学部長)は、大学院担当の副学部長(大学院委員)、研究科主事を指名して、その他の学部役職者と研究科執行部を構成し、日常的な研究科運営にあたる。各専攻主任は学科長を兼ね、専攻主任は大学院課題について学科会議(あるいは学系会議)で意見をとりまとめ、学科長会議の場で日常的に研究科執行部と意見交換を行いながら大学院課題の整理と議論を行う。理工学研究科委員会は理工学部教授会構成メンバーからおおよそ語学担当教員を除いて構成され、理工学部教授会と理工学研究科委員会はほとんどの場合に同じ日に開催されている。

また、前期課程の4専攻、後期課程の総合理工学専攻、一貫制博士課程のフロンティア理工学専攻には専攻長が置かれている。

他方、前期課程と後期課程については、理工学部学科長が主宰する学科会議あるいは学系会議においてカリキュラムを検討するが、必要に応じて検討委員会を設けてカリキュラム改訂に対応している。一貫制博士課程であるフロンティア理工学専攻では、フロンティア理工学専攻専任教員、専攻長、研究科主事で構成されるフロンティア理工学専攻運営委員会で種々の問題を議論している。前期課程に設置された国際産業工学特別コースについては、理工学研究科の教員ばかりではなく、BKC大学院部長やマネジメント分野の講義を担当している経営学研究科の教員よりなる国際産業工学特別コース運営委員会を特に組織し、ここでカリキュラム等の問題は審議される。

いずれの場合にも、最終的には理工学研究科委員会において報告され、決定される。

#### 【長所】

すべての教育課程を全教員が議論して決定するシステムになっている。さらに、必要と判断した改訂は直ちに実施できる。また、本研究科と理工学部を統一して行う管理形態である。

#### 【問題点】

すべての議論が全教員まで伝わるシステムであるが、全課題の議論には、会議および資

料の量が膨大となる。

#### 【改善の方法】

研究科委員会代議員会を導入したが、このような役割分担が今後の組織運営についても必要である。

## 応用人間科学研究科

#### 【実態】

独立研究科である応用人間科学研究科では、独自に研究科教授会を設置し、研究科の管理運営にあたっている。研究科長は、研究科専任教員の中から学長が任命する(任期3年)。研究科長は、教授会の決議事項を執行し、研究科を代表する。教授会は、研究科長の指名に基づき、研究科主事1名(任期2年)を選出し、研究科の運営に必要なその他の委員を委嘱している。研究科主事は、研究科に関する事項の全般について研究科長を補佐している。

研究科教授会は、議長を研究科長がつとめ、主として研究科の教学に関する事項を審議・決定し執行している。その内容は、以下のとおりである。

- (1) 研究科への入学に関する事項
- (2) 学科課程および学科考査に関する事項
- (3) 学生の資格、課程修了の認定その他の身分に関する事項
- (4) 学位授与の審査および授与した学位の取り消しに関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項、科目担当者に関する事項
- (6) 学則の変更および研究科に関する規程の制定または改廃に関する事項
- (7) 教授会の組織に関する事項
- (8) 科目等履修生、研修生および奨励研究員等に関する事項
- (9) 学則および関連する規程等により教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- (10) 心理・教育相談センターの日常的運営に関する事項
- (11) その他重要な事項

本研究科教授会は専任教員によって構成される。教授会は月1回程度開かれている。教授会のもとに、研究科運営委員会(研究科長、研究科主事、臨床心理学領域代表兼心理・教育相談センター長、各演習代表)が組織され、日常的な業務を管理・運営している(2001~2002年度は毎週、2003年度は月1、2回程度)。また心理・教育相談センターではスタッフ会議(心理・相談センター長、研究科長、研究科主事、センターのカウンセラーによって構成される)が月1回開催され、センターの運営方針が審議・決定される。必要に応じてスタッフ会議の内容は、教授会、運営委員会に報告される。臨床心理学領域の実習指導に関しては、応用人間科学研究科実習指導委員会を設置している。その構成は、臨床心理学領域の教員および臨床心理士有資格教員(主任、委員5人)となっている。

大学院における審議機関である大学院委員会へは研究科長と研究科主事、大学院教学委員会へは研究科主事と研究科教学委員が参加し、大学院に共通する事項や研究科の教学に関する事項の提案、審議、調整を行う。また独立研究科である3研究科の意見交換の場と

して、独立研究科運営委員会に研究科長と研究科主事が参加している。

#### 【評価】

研究科独自の教授会を組織することで、研究科教学の厳正な管理体制を整え、研究科運営委員会を置くことで、研究科の効率的な運営体制を整えている。

## 言語教育情報研究科

#### 【実態】

研究科の基本的な管理運営組織は、研究科教授会（研究科所属教員15名全員が参加）であり、研究科の日常的な運営には研究科長、研究科主事、大学院教学委員のほか2名を含む5名で執行部会議を構成して、これに当たっている。執行部会議は毎週開催し、研究科教授会は隔週の火曜日に定例的に開催される。執行部会議では、研究科に関わるすべての課題を、緊急性と重要度を考慮しながら、その場で判断処理すべき問題と、研究科教授会にはかかるとして分けて処理し、後者の課題については提案内容を整理、審議し、起案する。研究科教授会では、執行部会議より提案された議題について審議と最終的な決定を行う。研究科の教学のうち、長期的な課題や調査を必要とする課題については、教授会のもとに調査委員会を設けて調査、審議し、執行部会議および研究科教授会に答申する。

#### 【評価】

執行部会議での事前の課題整理と審議を経ることにより、研究科教授会での議事の進行が適切かつ迅速に行われ、構成員の意見を聴取しつつ迅速な意思決定を行うことが可能となっていることは評価できる。

## 先端総合学術研究科

#### 【実態】

研究科の基本的な管理運営組織は、研究科教授会（現在は2003年度研究科専任教員のうち特別契約教員を除く8名（ただし特別任用教員1名はオブザーバー）が出席）であり、研究科の日常的な運営には研究科長、研究科主事、担当職員（事務局）による執行部会議を構成して、これに当たっている。教学内容に関わっては4つのテーマ領域（公共、生命、共生、表象）の責任者（専任教員）からなるテーマ責任者会議で審議し、研究科教授会に提案することとなる。とりわけプロジェクト演習の進め方は、テーマ責任者会議で議論の上、衣笠総合研究機構・先端総合学術研究科研究連携協議会において協議する。

研究科教授会は原則として1ヵ月に二度、火曜日の午後で開催する。執行部会議は原則として1ヵ月に二度、月曜日の午後で開催し、研究科に関わるすべての課題を、緊急性と重要度に分けて処理し、後者の課題については、提案内容を整理、審議し、起案する。研究科教授会では、執行部会議やテーマ責任者会議から提案のあった議題について審議と最終的な決定を行う。テーマ責任者会議と衣笠総合研究機構・先端総合学術研究科研究連携協議会は課題に応じて随時行う。